

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（令和2年8月 富山県土木部）

1. 目的

本要領は、県土木部が発注する工事において遠隔臨場を実施するにあたり必要な事項を定めるものである。遠隔臨場とは、発注者と受注者が会することなく、モバイル端末（ウェアラブルカメラ、スマートフォン、タブレット等）により撮影した映像と音声をインターネット経由で配信するなど、双方向の通信技術を活用し、工事における通常の打合せのほか、土木工事共通仕様書に定める「段階確認」「材料確認」及び「立会」（以下、段階確認等という。）を行うものであり、

- ・ 受発注者の移動時間の削減や、工事の手待ち時間の削減等による生産性の向上
- ・ 受発注者間における段階確認等の日程調整の円滑化
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止

が期待できる。

また、モバイル端末等の活用は、段階確認等だけでなく、緊急時（現場不一致、災害、事故等）における早急な情報共有でも効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

なお、従来の受発注者が会する段階確認等の実施は、監督員の現場状況の詳細な把握、受発注者間のコミュニケーション強化及び監督員の現場からの学び・技術力の向上等に引き続き必要なことから、段階確認等のすべてを遠隔臨場にて実施することにこだわらず、受発注者間で調整を図りながら活用するものとする。

2. 対象工事

遠隔臨場の対象は、その実施を受注者が希望するとともに、工事の品質に重大な影響を及ぼさないなどの工事特性を踏まえ、段階確認等の一部もしくは全部に遠隔臨場の実施が見込めると受発注者間の協議が整った工事とする。（除草業務や樹木管理業務等、土木工事共通仕様書を準用する委託業務を含む）

3. 実施に関する協議

1) 対象工事の協議

遠隔臨場を希望する場合は、受注者から協議し、監督員は工事特性等及び、所属における実施環境（通信環境、機器配備状況等）を考慮し決定するものとする。

なお、この協議に先立ち、受注者は、工事現場の電波状況等を確認することとする。

2) 実施の協議

遠隔臨場の対象とする段階確認等は、現場にて撮影された映像から直接監督員が確認したい情報が読み取れるものに限るものとする。なお、受発注者間において工事打合せ簿によりあらかじめ協議しておくことが望ましい。

4. 事前準備

1) 機器等の調達

受注者が使用する機器等（通信環境含む）は受注者が調達し、発注者が使用する機器等（通信環境含む）は発注者が調達することを基本とする。ただし、受発注者双方が使用する機器等を受注者が一括して調達する等、前述によらない場合は、受発注者間で協議するものとする。

2) 機器等の確認

受注者は、調達した機器等により段階確認等が支障なく適正に行えるよう、事前の確認を行うものとする。

そのうえで、監督員が、支障があり適正に行えないと判断した場合には、受発注者間で協議し、機器等の変更を行うか、実施の全部または一部を取りやめるものとする。

5. 遠隔臨場の実施

1) 資料の事前提出

受注者は、段階確認等の資料（出来形管理図等）を、事前に監督員に提出するものとする。

2) 段階確認等の位置及び現場状況の撮影

受注者は、測点における計測などの近接撮影を行う前に、段階確認等を行う位置や現場の状況を撮影し、監督員は確認するものとする。

3) 実施

受注者は、撮影時に転倒や滑落などしないよう、安全に配慮して実施するものとする。また、必要に応じて、イヤホン、マイク等配備し、撮影しやすい測定器具を使用するものとする。

4) 記録と保存

監督員は、必要な情報を記録するとともに、表示された映像を適宜スクリーンショット等（表示端末自体を別カメラにて撮影したものも可）により画像にて撮影し、段階確認等の報告に使用するものとする。なお、撮影する画像は遠隔臨場の概要を記録するためのものであり、寸法の読み値などの詳細が判別できるものである必要はない。

また、受注者に対し、遠隔臨場中の写真の撮影、保存及び納品を求めないものとする。ただし、段階確認時の撮影写真をもって出来形管理写真とする規定は、遠隔臨場においては適用できないものとし、受注者は、別途、出来形管理写真を撮影するものとする。

6. 費用の負担

受注者が使用する機器等（通信環境含む）の調達（受発注者双方が使用する機器等を受注者が一括して調達する場合も含む）に要する費用は、受注者が負担するものとする。

ただし、この調達が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策のため、個別の現場に必要と認められる場合は、施工計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更の対象にできるので、「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月27日付け建技第50号）に基づき、必要に応じて受発注者間で協議するものとする。

7. 効果の検証及び課題の抽出

受注者は、遠隔臨場の効果の検証及び課題の抽出を行うため、アンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員の指示による。

8. その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年8月1日から適用する。